

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から45年3月まで
年金記録を確認したところ昭和44年11月から45年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

私の両親は、私の国民年金の加入手続を行い、昭和45年*月に結婚するまでの期間の保険料を納付していたはずであり、両親の申立期間と同じ期間の保険料は納付されているのに、私の申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除きすべて納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料を納付していたとする申立人の両親は、国民年金制度準備期間中である昭和35年11月12日に夫婦連番で資格取得し、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立人の昭和44年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料は、申立人の婚姻後の45年7月27日に過年度納付されていることが特殊台帳により確認できることから、父親の45年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料が申立人と同一の同年7月27日に過年度納付されていることが特殊台帳により確認できることを踏まえると、申立人の44年4月から同年10月までの期間の保険料も父親が納付していたと考えられ、納付意識の高い父親が申立人の申立期間の保険料のみを納付しない事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から61年3月まで

昭和52年4月からA町内に住んでおり、61年4月に国民年金第3号被保険者となるまでの間、ずっと国民年金保険料を納付していた。

60歳になる前に国民年金記録を調べてもらったところ、申立期間の記録が抜けており、働いていない期間なのに、国民年金をかけていないのはおかしいと思った。

国民年金を辞める手続をした記憶はなく、ずっと納付していたのに未納や未加入になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人が居住するA町の被保険者名簿によると、申立人の国民年金記録は昭和59年12月29日に任意喪失しており、61年4月1日に国民年金第3号被保険者の資格を取得するまでの間は国民年金に加入していなかったことが確認できることから、申立期間は本来すべて未加入期間である。

しかしながら、昭和59年12月については、オンライン記録のみに59年12月1日の任意喪失及び同日での任意加入の記録があることから、保険料納付が必要な期間となっていることが確認でき、i) 61年8月11日に過年度納付書が発行された記録があり、その時点での未納期間は59年12月のみであることから、当該期間の過年度納付書が発行されたと推認できること、ii) 申立人のA町に転入した以降の期間については、申立期間以外に未納が無いことを踏まえると、申立人は59年12月の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

一方、前述のとおり、オンライン記録とA町の被保険者名簿の国民年金資格記録については、齟齬^{そご}がみられるものの、いずれにおいても申立期間のうち昭和60年1月から61年3月までの期間は、国民年金に未加入で、保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間のうち昭和60年1月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書^{あいまい}等）が無く、申立人は、申立期間に係る納付状況等の記憶は曖昧であるなど、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が平成5年4月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までは20万円、同年10月は22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月16日から同年11月16日まで

A社が経営していたB施設にC作業員として約30年間勤務していたが、平成5年4月16日から同年11月16日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及びD健康保険組合の加入記録並びにA社が保管する給与計算表により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、D健康保険組合の回答により、申立人が同健康保険組合の被保険者資格を平成5年4月16日に取得し、同年11月16日に喪失したことが確認できる。

さらに、事業主は、「現在も健康保険組合の整理番号と厚生年金保険の整理番号の下3けたを一致させて届出を行っているので、当時も整理番号の下3けたを一致させて届出を行っていたと思われる。」と回答しているところ、i) 申立期間の前後の年における申立人の健康保険組合

の整理番号とオンライン記録で確認できる申立人の厚生年金保険の整理番号の下3けたが一致していることが確認できるとともに、ii) 申立期間における申立人の前後の健康保険組合の被保険者についても、健康保険組合の整理番号は、オンライン記録で確認できる厚生年金保険の整理番号と下3けたが一致していることが確認できることから判断すると、当該事業所において、健康保険組合に係る届出と厚生年金保険に係る届出が一体的に行われていたことがうかがえる。

加えて、オンライン記録によれば、当該事業所において平成5年4月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者に付番された整理番号に欠番があるところ、当該欠番とされた整理番号の下3けたと申立人の申立期間における健康保険組合の整理番号の下3けたが一致することから、当該欠番は申立人の整理番号に相当するものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成5年4月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、事業主保管の平成5年4月分から同年10月分までの給与計算表から、同年4月から同年9月までは20万円、同年10月は22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年11月21日から31年5月21日まで
② 昭和31年10月1日から33年9月11日まで

平成20年4月ごろにねんきん特別便が届き、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険記録を照会したところ、申立期間①のA社及び申立期間②のB社（現在はC社）に勤務していた両申立期間について、脱退手当金が支給されているとの回答だった。

それまでは、脱退手当金の制度を知らず、また、脱退手当金を請求したり、受給した記憶も無いので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女子被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年9月の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者18人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、15人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち11人は資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和33年9月11日）から約2か月後の昭和33年11月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 6 月 2 日まで

私は昭和 40 年 3 月に中学校を卒業した後、同年 4 月に A 社に入社し、同年 6 月 1 日に退職して、同年 10 月 6 日に同社に再度入社しており 41 年 1 月 31 日までの期間において勤務した。

再度勤務した期間については厚生年金保険の被保険者記録があるが、申立期間については、雇用保険の被保険者記録があるにもかかわらず厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び上司二人の供述から判断すると、申立人が申立期間当時、A 社に勤務していたと認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「申立期間当時の保険料控除の資料は無いが、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が残っており、申立人の申立期間に係る届出は行っていないことが確認できる。申立期間当時は採用後 3 か月間程度の試用期間を設けており、試用期間中は厚生年金保険に加入させない取扱いだった。申立人の申立期間は採用直後の 2 か月間であるため、厚生年金保険料を控除していないと思われる。また、当社は昭和 40 年 6 月 1 日に倒産したが、同年 9 月に B 社の支援で会社を再開することになった。この時に、同社の経営方針により試用期間は無くなった。」と供述があった。

また、当該事業所が保管する昭和 39 年 12 月 25 日から 41 年 1 月 3 日までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び 40 年 2

月1日から41年5月1日までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を確認したところ、申立人について、申立期間に係る届出は確認できず、40年10月6日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、41年2月1日に同資格を喪失している旨届出が行われていることが確認できるとともに、40年10月6日に同資格を取得した際に、厚生年金保険被保険者台帳の番号が新規に払い出されていることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた上司、同僚及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち所在が確認できた17人に照会したところ15人から回答があり、7人の同僚から「申立期間当時は試用期間があり、その期間は厚生年金保険料の控除は無かった。」との供述があるところ、これら同僚の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における厚生年金保険被保険者資格の取得日と入社時期を確認したところ、入社後、厚生年金保険に加入していなかった期間が約2か月間から6か月間あったことが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間中に整理番号の欠番は無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月 20 日から 32 年 6 月 4 日まで
② 昭和 32 年 11 月 23 日から 34 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社B事業所に勤務していた期間について、脱退手当金を受給しているとの回答をもらった。申立期間当時は、脱退手当金という制度を知らず、また、請求したことも無いにもかかわらず、脱退手当金を受給したとされていることは納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 2 月の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者 18 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、18 人すべてについて脱退手当金の支給記録があり、そのうち 17 人は資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、資格喪失日の約 2 か月後の昭和 34 年 3 月 28 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。